

## 理事会構成員の選出に関する規程

2007年11月24日 日本EU学会理事会および同総会にて承認

2010年11月13日 日本EU学会理事会および同総会にて修正

2014年11月08日 日本EU学会理事会および同総会にて修正

第1条 理事会構成員の定数は、当分の間、30名とする。

理事の任期は、選挙が実施された年の次年度の4月1日より4年間とし、第3条の定めにしたがい定年(当該年度70歳)まで再任されることができる。

第2条 一般会員及び院生会員は選挙権を有する。但し、前年度までの会費滞納者を除く。

第3条 一般会員は被選挙権を有する。但し、前年度までの会費滞納者及び選挙が実施される年度に満69歳以上となる会員を除く。また選挙が実施される年度に満67歳および満68歳の会員が理事に選出された場合、当該理事は満70歳になる年度をもって退任となる。

第4条 理事長は、選挙を実施するために、理事の若干名を選挙管理委員及び立会人に任命する。選挙管理委員会は、理事の選挙を統括し、必要な措置を講じる。

第5条 当選者の確定にあたっては、原則として、得票数の多い会員を上位とする。また、以下の基準により最終的な当選者及び次点以下の順位を決定する。

- 1) 経済、法律、政治・社会の分野ごとに得票数の多い順に当選者10名及び次点以下10名を選出する。なお、選挙に際しては、政治分野及び社会・文化分野を一括して、政治・社会とする。
- 2) 地域性を考慮して北海道及び九州からは少なくとも1名以上を選出する。
- 3) 得票数が同数の場合には、本学会在籍年数の長い会員を上位とし、それも同じ場合には、年長者を上位とする。
- 4) 当選および繰り上げ当選に必要な票数は5票以上とする。

第6条 選出された理事は、研究大会1日目に開催される総会において一括承認を受けることにより、正式に任命される。

第7条 新たに選出された理事で構成される理事会において、辞退、定年、その他の事由によって欠員が生じた場合は、新たに選出された理事会の承認を得た上で、当該任期に限って、全分野の繰り上げ当選候補者のうち最も高い得票者により、順次補充することができるものとする。その者は、直近の総会において承認を受けることにより正式に任命される。その理事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。